

第3章 建設副産物の利用調整等

第1 建設副産物に係る情報交換の仕組み

1 建設副産物情報交換システム

「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）は、(財)日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が運営管理するオンラインシステムである。

このシステムは、公共工事の発注者（発注部局）、排出事業者（請負者）及び処理業者（再資源化施設等）間の情報交換により、建設副産物に係る需給バランスの確保、再資源化の着実な実施、適正処理の推進など建設資源循環に資するほか、「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」（以下「ラージリサイクル法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下本章においては「建設リサイクル法」という。）、建設副産物実態調査（以下本章においては「センサス」という。）の各種書類作成作業の省力化を図ることができる。発注部局は、都関連工事の施行に当たっては、COBRISを活用することにより建設資源循環を促進するとともに、関係法令等に伴う書類作成作業の簡素化を図るものとする。

(1) COBRISの機能・対象物等

COBRISの主要機能、対象建設副産物、利用対象者等については、以下のとおりである。

主要な機能	○再資源化施設の検索機能 ・施設名、住所、受入品目、受入時間等
	○建設発生土関係情報の閲覧機能 ・土質改良プラント及び建設発生土受入地の情報（施設名、住所、受入品目、製造品目、受入時間、受入料金等）
	○再資源化施設までの運搬距離計算機能 ・工事現場から再資源化施設までの運搬距離を計算できる
	○受入料金登録機能（再資源化施設） ・再資源化施設は自ら受入料金情報を登録することができ、ユーザーはこの情報を検索できる
	○受入料金登録機能（公共工事発注者） ・公共工事発注者は、自ら調査した再資源化施設の受入料金情報を登録でき、当該公共発注者のみこの登録情報を検索できる
	○工事情報登録機能 ・発注者名、件名、工種、場所、工期、建設副産物の種類、排出量等
	○書類作成機能（登録証明） ・建設副産物情報交換システム工事情報登録証明書
	○書類作成機能 ・再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）
	○書類作成機能 ・建設リサイクル法第10条に基づく届出書等

対象建設副産物													
(5品目)	○コンクリート塊 ○アスファルト・コンクリート塊 ○建設発生木材 ○建設泥土 ○建設混合廃棄物												
(付属情報) (当面は試行)	○建設発生土 ○改良土(第1種改良土、第2種改良土、粒状改良土、流動化処理土)												
利用対象者等	○発注部局 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>契 約 単 位</th></tr> <tr> <td>・ 都</td><td>本庁部局・事務所単位</td></tr> <tr> <td>・ 都監理団体</td><td>団体単位</td></tr> <tr> <td>・ 区市町村</td><td>区市町村単位</td></tr> </table> ○請負者 <table border="1"> <tr> <td>請 負 者</td><td>工事を監理できる支店・事務所単位</td></tr> </table> ○再資源化施設 <table border="1"> <tr> <td>再資源化施設</td><td>施設単位</td></tr> </table>	種 別	契 約 単 位	・ 都	本庁部局・事務所単位	・ 都監理団体	団体単位	・ 区市町村	区市町村単位	請 負 者	工事を監理できる支店・事務所単位	再資源化施設	施設単位
種 別	契 約 単 位												
・ 都	本庁部局・事務所単位												
・ 都監理団体	団体単位												
・ 区市町村	区市町村単位												
請 負 者	工事を監理できる支店・事務所単位												
再資源化施設	施設単位												
運 営 管 理	○COBRISの運営管理及び問合せ先は、以下の機関である。 ・財団法人 日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター) 所在地 〒107-8416 東京都港区赤坂7-10-20 アカサカセブンスアヴェニュービル 2F 電 話 03-3505-0410 F A X 03-3505-8872 H P http://www.recycle.jacic.or.jp E-mail mailto:recycle@jacic.or.jp												
連絡調整等	○COBRISの運営管理及び機能向上等に関するJACICや国土交通省等との連絡調整は、東京都建設副産物対策協議会事務局がおこなう。 ○COBRISの活用に関する問い合わせ等は、発注部局が行う。												

(2) 発注部局の取組

発注部局がCOBRISを活用するに当たっての運用方針は、以下のとおりとする。

COBRISの多様な機能を活用した取組	○発注部局は、COBRISの有する①再資源化施設情報の検索、②工事現場から再資源化施設までの距離の計算、③再資源化施設が自ら登録した受入料金情報の検索、④公共工事発注者が調査した再資源化施設の受入料金情報の登録及び検索、⑤工事情報の登録、⑥再生資源利用(促進)計画(実施)書の作成、⑦センサスにおける登録情報の活用、⑧建設発生土関係情報の閲覧、などの多様な機能を活用する。
設計時における取組	○設計担当者は、COBRISの対象建設副産物(5品目)及び金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、その他の廃棄物が発生する工事については、特記仕様書にCOBRISへの登録義務を明示し、契約条件とする。

	ただし、以下の要件に該当する場合は登録を省略することができる。 また、COBRISの利用に当たっては「システムの利用手引書（発注者用）」（JACIC作成のもの）を参考とする。 （要件） ・工事の箇所が一定でないもの（COBRISの地図情報に工事箇所の登録ができないもの） ・単価契約工事等の建設副産物発生量が微量のもの ・発注部局の判断で簡易契約方式の工事を除外する場合 ・災害等の緊急性を要する工事 なお、COBRISは運搬距離及び受入料金（掲載していない施設もある）が検索可能なので、積算に当たってはこれを活用していく。ただし、採用する受入施設の条件や単価については、活用する際、受入施設に問合せを行うこと。
ラージリサイクル法等に基づく指導	○ラージリサイクル法に基づく建設省令では、一定規模以上の工事の場合は、再生資源の利用計画等の作成が義務付けられていることから、特記仕様書等において、請負者に対し、COBRISに登載されている「建設リサイクルデータ統合システム」（以下「CREDas」という。）により「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を作成し、監督員への提出を義務付ける。 なお、都においてはラージリサイクル法より厳しい指導を行うこととし、第2章で規定する一定の規模以上の工事については「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）」を提出させることとしている。
センサスの取りまとめ	○センサスは、推進計画に基づき、推進計画に掲げた再資源化等の目標の達成状況を把握するとともに、その結果をもとに補足改善を行うために毎年度実施するものである。 センサスの実施に当たっては、COBRISに登載されているCREDasにより「再生資源利用〔促進〕実施書」を作成した場合には、調査票の作成・提出を省略することとし、JACICから得られる登録情報をもって調査を実施し取りまとめを行うこととする。
活用フロー	利用契約の締結 ↓ 積算時の活用 ↓ 起工時の活用 ↓ 施工管理での活用 ↓ 再資源化等完了時の活用 ↓ センサスでの活用 ・利用契約を締結（利用契約を締結する場合） ・再資源化施設の検索、経済比較等 ・特記仕様書での条件明示 ・工事情報登録の確認、再生資源利用〔促進〕計画書の受理 ・再生資源利用〔促進〕実施書の受理 ・建設副産物実態調査でCOBRIS登録データを活用

(3) 請負者の取組

請負者がCOBRISを活用するに当たっての運用方針は、以下のとおりとする。

施工計画作成時等における取組	○請負者は、工事請負契約を締結後、COBRISへの登録を速やかに行うものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにCOBRISにデータの入力を行う。 なお、COBRISの利用に当たっては「システムの利用手引書（排出事業者用）」（JACIC作成のもの）を参考とする。
データ入力記録の提出	○請負者は、データ入力を行う都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出する。
再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）の提出	○請負者は、COBRISに登載されているCREDASにより、施工計画作成時には「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を、再資源化等完了時には「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に提出する。
センサスにおける取組	○請負者は、COBRISに登載されているCREDASにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成した場合には、センサスにおける調査票の作成・提出を省略することができる。
再資源化施設の選択時における取組	○請負者は、特記仕様書で再資源化施設の活用が規定されている場合は、当該工事から搬出する建設副産物の搬出先をCOBRIS等を活用するとともに、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認した上で適切な施設を選定する。
再資源化等報告時の取組	○請負者は、建設リサイクル法第18条第1項に基づく「再資源化等報告書」を作成するに当たり、ガイドラインに基づき添付図書を作成する場合には、COBRISに登載されているCREDASにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、これを再資源化等報告書に添付することができる。
活用フロー	施工計画での活用 ↓ 再資源化施設選択 ↓ 再資源化等完了時の活用 ↓ センサスでの活用 ・工事情報の登録及び報告、再生資源（促進）計画書の作成及び提出 ・再資源化施設の検索、選定 ・再生資源利用〔促進〕実施書の作成及び提出 ・建設副産物実態調査で調査票を省略

(4) 再資源化施設の登録促進及びシステムの機能向上等

○協議会は、COBRISの登録情報の充実を図るため、JACICと連携協力して、再資源化施設に対し施設の登録及び受入料金情報の登録促進等を要請していく。要請に当たっては、JACICのみならず、国や道府県等と連携協力して行う。

また、COBRISのさらなる機能向上について、国やJACICと連携協力しつつ進めていく。

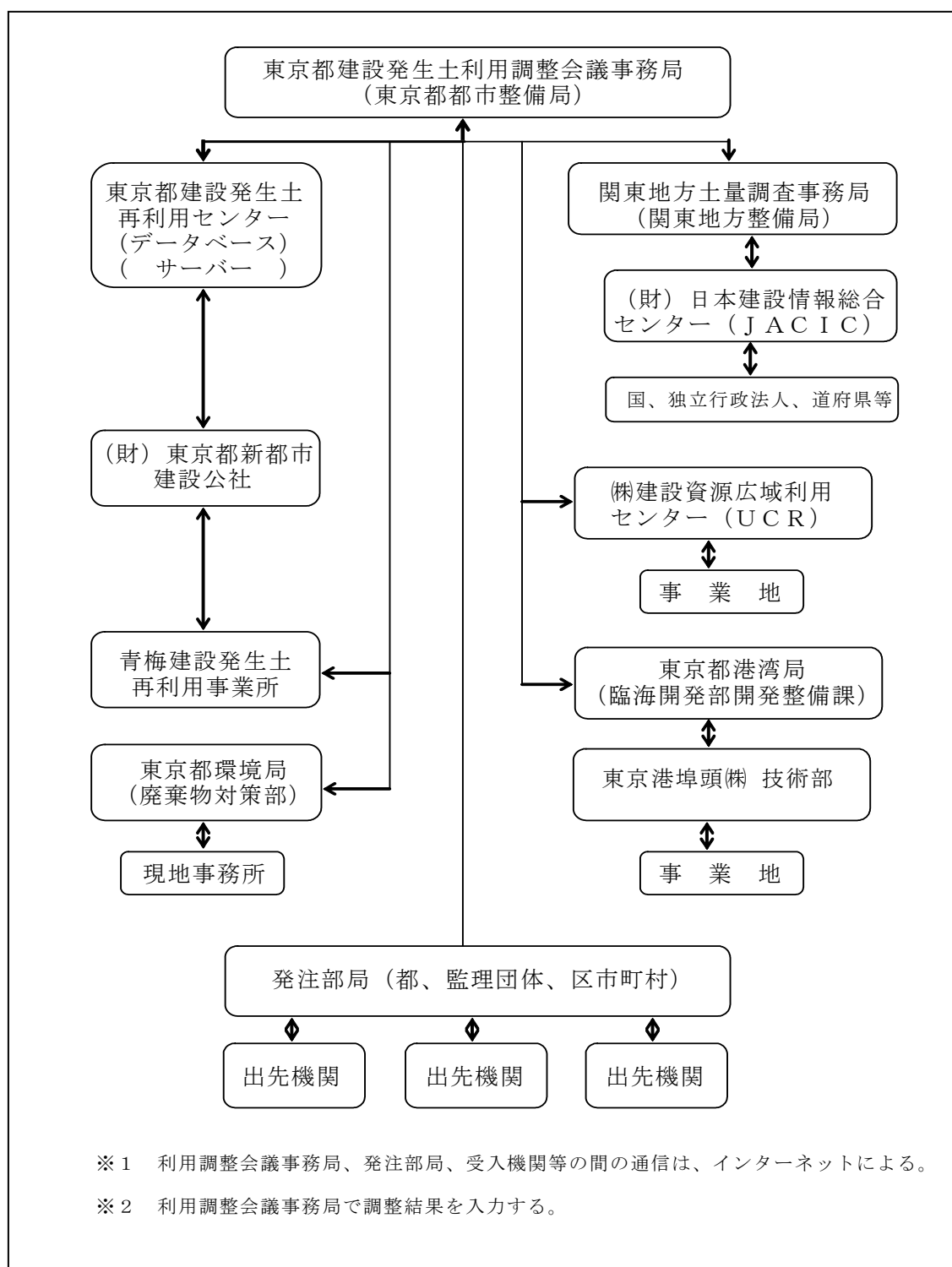
2 建設発生土情報システム

「東京都建設発生土情報システム」（以下「発生土システム」という。）は、都関連工事における建設発生土の利用調整に関する情報システムであり、運営管理は利用調整会議事務局が行っている。

発生土システムの活用により、土量調査の迅速かつ円滑な実施、リアルタイムな情報交換及び的確な利用調整を行う。

① 工事情報の入力	○土量調査の実施に当たっては、発生土システムにより工事情報の入力を行う。 ○土量調査終了後に追加する工事についても、発生土システムにより必要事項を入力する。
② 情報交換	発生土システムは、一般のインターネットを介して発注部局及び受入機関と接続し、オンラインによるネットワークシステムを構築している。発生土システムのサーバーは再利用センターに設置されており、発注部局の既存のパソコンにIDを付与することで運用する。 これにより、工事情報、工事間利用情報、受入機関情報がリアルタイムに更新が可能となり、利用調整会議事務局、発注部局、受入機関は最新情報を常時閲覧することができる。
③ 追加工事の利用調整	土量調査終了後、追加工事が発生した場合は、発注部局は、発生土システムを通じて電子データをTAIMS又は一般のインターネットによる電子メールにより利用調整会議事務局に提出し、これをもとに利用調整を行う。 なお、利用調整の決定は発生土システム上の可否判定の入力をもって決定とみなす。
④ 工事間利用等の情報入力	発注部局の設計担当者等は、工事間利用、指定処分(B)及び指定処分(C)の実績を、随時、発生土システムに入力する（運搬完了時又は工事完了時に速やかに行う。）。
⑤ 運営管理	○土量調査と同じ（利用調整会議事務局）。 ○データベース及びサーバーの運営管理 発生土システムのデータベース及びサーバーは再利用センターに設置し、運営管理は（財）東京都新都市建設公社建設発生土再利用センター管理事務所が行う。

(図-3) 発生土システムのイメージ



第2 建設副産物に係る利用調整等の仕組み

建設発生土、建設泥土、コンクリート塊、しゅんせつ土等は良質な建設資材として利用することが可能であり、工事間利用の促進や受入機関等の活用を図る必要があることから、利用調整会議（しゅんせつ土は港湾局）を中心として利用調整（しゅんせつ土は受入調整）を行う。

1 建設発生土

建設発生土の利用調整は、利用調整会議が都関連工事等を対象として行うものであり、利用調整会議事務局が土量調査の結果をもとに利用調整を行い、その結果を発注部局に通知する。

また、行動計画に基づき各地方ごとに土量調査を行い、これをもとに利用調整を行うこととなっていることから、関東地方においては、関東協議会が国、独立行政法人、都県、区市町村発注工事を対象に利用調整を行うこととなる。ただし、都は独自に都関連工事等を対象として利用調整を行っていることから、関東協議会との利用調整対象は既に国や他県等との間の工事間利用が決定している場合などに限定される。

(1) 利用調整会議による利用調整

以下のとおり、利用調整会議が利用調整を行う。

利用調整	○土量調査の結果に基づき、利用調整会議において利用調整を行い、工事間利用又は受入機関の活用等について決定する。発注部局は、この決定に基づき工事間利用や受入機関の活用等を実施する。
	○土量調査以降、新規に追加する工事についても、利用調整会議の利用調整結果に従い、工事間利用や受入機関の活用等を決定する。
関東地域での利用調整	○関東地域の国、独立行政法人、県、市町村との間における工事間利用の調整は、関東協議会が行う公共工事土量調査の結果をもとに、利用調整会議事務局が関東協議会の下部組織である「建設発生土等の有効利用に関する連絡部会」等の活動を通じて行う。ただし、あくまでも都内部の利用調整結果が優先される。
	○受入機関のうち、(株)建設資源広域利用センター（通称はUCR。以下本章においては「UCR」という。）の事業地については、「UCR利用調整会議」（関東地域の1都、2県、3市、2公団、1独立行政法人及びUCRで構成。事務局はUCR）において、首都圏での調整を行う（東京都からは、都市整備局が参画する。）。

(2) 受入地決定の手順

工事間利用や受入機関等の割り振りについては、土量調査を中心として以下の手順により行う。

利用調整対象工事	○都関連工事 ※1 ※2
	※1 都監理団体（公益法人24団体及び株式会社9社）及び都報告団体発注工事を含む。なお、地方独立行政法人が設立された場合はこれも含む。
	※2 区市町村発注工事には、区市町村の監理団体・報告団体（自治体により名称は異なる。）、一部事務組合、財産区などを含む。また、利用調整の必要があれば自治会館、町内会館等の工事も対象としてよい。
	○国・独立行政法人等発注工事(※3)のうち、都関連工事との工事間利用等について調整の必要のあるものを対象とする。
	※3 独立行政法人等とは、特殊法人、独立行政法人、特別の法律により設立される民間法人、認可法人をいう。

	○土地区画整理事業等（都関連工事との工事間利用等について調整の必要のあるものを対象とする。） ※4 ※4 土地区画整理事業等とは、民間事業者が施行する土地区画整理事業等をいうが、そのうち公共性の高い事業であって、都関連工事との工事間利用や受入機関の利用について調整の必要のあるものは対象とする。ただし、小規模土量のものは除く。 なお、利用調整等は当該事業を所管する局・団体・区市町村等を通じて行うものとし、詳細については、事務局と調整するものとする。
	○関東協議会を通じて、国・独立行政法人等・県・市町村発注工事との間で工事間利用を行う場合はこれも対象とする。 ※5 ※5 関東地方で施行される国、特殊法人、独立行政法人、特別の法律により設立される民間法人、認可法人、県、市町村の工事との利用調整は、関東地方協議会を通じて行う。
建設発生土 処理の 優先順位	○まずその発生を抑制し、次に、発生する場合は現場内で利用する。また、現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用を行う。 ○工事間利用ができない場合は、受入機関を活用する。ただし、新海面処分場については、延命化を図る観点から、他の受入機関に搬入することが適していない土質のものを優先する。 ○正当な理由により受入機関が活用できない場合は、民間の受入地に搬入する。
利用調整 優先順位	○まず、都関連工事を最優先に利用調整を行う。 ○都関連工事の利用調整を行った後、受入容量に余裕がある場合は、国・独立行政法人等発注工事の利用調整を行う。 ○国・独立行政法人等発注工事の利用調整を行った後、受入容量に余裕がある場合は、土地区画整理事業等発注工事の利用調整を行う。
事前調整	○発注部局は、土量調査の前に発生抑制、現場内利用の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。 ○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で工事間利用相手を探して決定しておくように努める。 ○工事間利用の予定がない場合において、受入機関に搬出する必要があるときは、希望する受入機関を決定しておく。
土量調査 (当初調査)	○土量調査時点で、工事間利用及び希望する受入機関が決定している場合はその旨を記載する。 ○土量調査時点で、工事間利用又は希望する受入機関が決定していない場合は、土量調査票に工事間利用の希望又は希望する受入機関を記入のうえ各工事毎に利用調整会議事務局に提出する。
土量調査 (見直し調査)	○当初希望した受入機関等の情報を変更するために、見直し調査を実施する。発注部局は、当初希望情報について、変更・中止・追加の情報を追加修正する。 ○見直し調査結果をもとに、利用調整会議事務局と受入機関とで可否判定を実施し、発注部局に決定通知する。発注部局はこれに従い設計・積算を行う。

	○利用調整会議事務局は、工事間利用の候補リストを作成し、工事間利用を推進するための資料として発注部局に提供する。
追加工事	○土量調査時点では、工事発注が未定であった工事又は工事条件が不明確であった工事で、調査後に発注が決定したもの又は工事条件が明確になったものについては、随時、「土量調査票（追加用）」を電子情報として発生土システムを通じて利用調整会議事務局に提出し、その都度、調整のうえ受入先を決定する。ただし、この場合においても現場内利用又は工事間利用を最優先とする。
利用調整事務局	○土量調査と同じ（利用調整会議事務局）。

2 建設泥土

建設泥土の利用調整は、利用調整会議が都関連工事等を対象として行うものであり、利用調整会議事務局が泥土調査等の結果をもとに利用調整を行い、その結果を発注部局に通知する。

以下のとおり、利用調整会議が建設泥土の利用調整を行う。

利用調整対象	○都関連工事 ○国・独立行政法人等発注工事 （都内で施工する国の省庁及び・独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用について調整の必要のあるものを対象とする。）
利用調整	○泥土調査及び土量調査の結果に基づき、利用調整会議において利用調整を行い、工事間利用、新海面処分場基盤整備用材利用等について決定する。発注部局は、この決定に基づき建設泥土の工事間利用等を実施する。 ○土量調査終了後、新規に追加する工事についても、利用調整会議の利用調整結果に従い、工事間利用等を決定する。
建設泥土処理の優先順位	①まずその発生を抑制する。 ②次に①を徹底した上で発生する場合は現場内で自ら利用する。 ③さらに、①および②を徹底した上で現場外に搬出せざるを得ない場合は工事間利用を行う。（再資源化施設で改良する場合を含む。） ④現場外に搬出せざるを得ない場合において③ができない場合は、覆土材利用を行う。 ⑤現場外に搬出せざるを得ない場合において③及び④ができない場合は、新海面処分場基盤整備用材利用を行う（利用調整会議で指定された泥土圧シールド工法の工事で、一工事当たり1,000m ³ 以上発生する工事に限る。）。（再資源化施設で改良する場合を含む。） なお、利用調整に当たっては、工事現場で改良する場合を優先するものとする。 ⑥現場外に搬出せざるを得ない場合において③・④・⑤ができない場合は再資源化施設(建設資材製造工場を含む)に搬入する。

事前調整	○発注部局は、土量調査の前に発生抑制、自ら利用の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。
	○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で工事間利用相手を探して決定しておくように努める。
	○工事間利用の予定がない場合は、海面処分場の覆土材利用、新海面処分場の基盤整備用材利用、再資源化施設の活用を検討しておく。
泥土調査 (当初調査)	○泥土調査時点で、工事間利用、海面処分場の覆土材利用、新海面処分場の基盤整備用材利用、公益事業者との共同事業、が決定している場合はその旨を記載する。
	○調査時点で、工事間利用等が決定していない場合は、工事間利用について、泥土調査票に工事間利用、海面処分場の覆土材利用（覆土材調査による。）、新海面処分場の基盤整備用材利用の希望を記入のうえ各工事毎に利用調整会議事務局に提出する。
泥土調査 (見直し調査)	○一次調整結果をもとに、見直し調査を実施する。発注部局は一次調整結果について、さらに工事間利用の可能性等について検討する。
	○利用調整会議事務局は、見直し調査結果をもとに、利用調整会議で調整（工事間利用、海面処分場の覆土材利用（覆土材調査による。）、新海面処分場の基盤整備用材利用、公益事業者との共同事業の調整等）を行い、発注部局に決定通知し、発注部局はこれに従い設計・積算を行う。
追加工事	○発注部局は、土量調査時点では、工事発注が未定であった工事で、調査後に発注が決定したものについては、随時、「建設泥土調査票」を利用調整会議事務局に提出し、その都度、工事間利用、海面処分場の覆土材利用（覆土材調査による。）、新海面処分場の基盤整備用材利用等の調整を行う。
利用調整事務局	○土量調査と同じ（利用調整会議事務局）。

3 覆土材

海面処分場で使用する覆土については、廃棄物の埋立に不可欠なものであることから、都関連工事から調達する。

覆土材の利用調整は、利用調整会議が都関連工事を対象として行うものであり、利用調整会議事務局が覆土材調査の結果をもとに利用調整を行い、その結果を発注部局に通知する。

以下のとおり、利用調整会議が覆土材の利用調整を行う。

利用調整対象	○都関連工事
利用調整	○海面処分場の覆土に建設発生土又は建設泥土の改良土を利用するものであり、泥土調査及び土量調査に加え、覆土材調査を行い、この結果に基づき、利用調整会議において、毎年度の受入予定量の範囲内で、利用調整を行い覆土材利用について決定する。発注部局は、この決定に基づき建設発生土又は建設泥土の改良土の覆土材利用を実施する。

	○覆土材調査以降、新規に追加する工事についても、利用調整会議の利用調整結果に従い、覆土材利用を決定する。
覆土材の種類	○中間覆土は建設発生土又は建設泥土の改良土を使用する。
	○最終覆土は建設発生土（改良土は含まない。）のみを使用する。
	○泥水循環方式、泥土圧方式等の工法において、一体の施工システム内のホッパー又はピット等の手前で処理工程（脱水、濃縮、安定処理、乾燥等）を経て、ホッパー又はピット等から搬出されたときに泥状を呈しないものは建設発生土（改良土）として受け入れる。
	○建設泥土が発生する工法において、一体の施工システム内で建設資材として利用できる状態まで処理されなかった場合、泥状を呈するものを改良したものについては、都発注工事は、一般指定制度により、それ以外は、個別指定制度により建設泥土の改良土として受け入れる。
事前調整	○発注部局は、覆土材調査の前に発生抑制、現場内利用（又は自ら利用）の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。
	○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で工事間利用相手を探して決定しておくように努める。
	○工事間利用の予定がない場合は、覆土材利用の可能性について検討しておく。
覆土材調査（当初調査）	○覆土材調査時点で、覆土材利用を希望するものは、「建設泥土調査票」にその旨を記載する。
	○覆土材調査時点で、工事間利用又は覆土材利用の希望が決定していない場合において、覆土材利用を希望する場合は、「建設泥土調査票」に希望を記入のうえ各工事毎に利用調整会議事務局に提出する。
覆土材調査（見直し調査）	○一次調整結果をもとに、見直し調査を実施する。発注部局は一次調整結果をもとに、さらに覆土材利用の可能性等について検討する。
	○見直し調査結果をもとに、利用調整会議で調整（覆土材利用の調整）を行い、発注部局に決定通知し、発注部局はこれに従い設計・積算を行う。
追加工事	○覆土材調査時点では、工事発注が未定であった工事で、調査後に発注が決定したものについては、随時、「建設泥土調査票」を利用調整会議事務局に提出し、その都度、覆土材利用の調整を行う。
利用調整事務局	○土量調査と同じ（利用調整会議事務局）。

4 コンクリート塊

コンクリート塊は適切な加工及び品質管理を行い、工事間利用（個別指定制度）等により建設資材として有効に活用することが可能である。

また、海面処分場における廃棄物の埋立及び覆土のために作業用道路が必要であり、その道路を造成する材料としてコンクリート塊を加工したものが必要であることから、これを都関連工事から調達する。

コンクリート塊の利用調整は、利用調整会議が都関連工事等を対象として行うものであり、利用調整会議事務局がコンクリート塊調査の結果をもとに利用調整を行い、その結果を発注部局に通知する。

以下のとおり、利用調整会議がコンクリート塊の利用調整を行う。

利用調整	○都関連工事
------	--------

対象	○国・独立行政法人等発注工事 (都内で施工する国の省庁及び・独立行政法人発注工事のうち、都関連工事との工事間利用について調整の必要のあるものを対象とする。)
利用調整	○発注部局間での工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材として利用するものであり、土量調査の実施時期に併せてコンクリート塊調査を行い、この結果に基づき、利用調整会議において利用調整を行い、コンクリート塊の工事間利用又は海面処分場の道路造成材利用について決定する。発注部局は、この決定に基づきコンクリート塊の工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用を実施する。 ○コンクリート塊調査以降、新規に追加する工事についても、利用調整会議の利用調整結果に従い、コンクリート塊の工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用を決定する。
コンクリート塊利用の種類	○工事間利用は、道路、河川、公園等の土木工作物の基礎材、裏込材、路盤材、護岸材、再生骨材コンクリート材料等として、あるいは建築物の基礎材、再生骨材コンクリート材料等としてコンクリート塊を加工して所定の品質を得て利用する。 ○海面処分場の作業用道路造成材は、コンクリート塊を加工して作業用道路の路盤材として利用するものであり、最大径30 c m程度に加工が可能なものに限る（都関連工事に限る。）。
事前調整	○発注部局は、コンクリート塊調査の前に発生抑制、自ら利用の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。 ○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で工事間利用相手を探して決定しておくように努める。 ○工事間利用の予定がない場合は、海面処分場の作業用道路造成材利用の可能性について検討しておく。
コンクリート塊調査（当初調査）	○コンクリート塊調査時点で、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用を希望するものは、その旨を記載する。 ○コンクリート塊調査時点で、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用の希望が決定していない場合において、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用を希望する場合は、コンクリート塊調査票にその希望を記入のうえ各工事毎に利用調整会議事務局に提出する。
コンクリート塊調査（見直し調査）	○一次調整結果をもとに、見直し調査を実施する。発注部局は一次調整結果について、さらに工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用の可能性等について検討する。 ○見直し調査結果を基に、利用調整会議で調整（工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用の調整等）を行い、発注部局に決定通知し、発注部局はこれに従い設計・積算を行う。
追加工事	○コンクリート塊調査時点では、工事発注が未定であった工事で、調査後に発注が決定したものについては、随時、「コンクリート塊調査票」を利用調整会議事務局に提出し、その都度、工事間利用又は海面処分場の作業用道路造成材利用の調整を行う。

利用調整 事務局	○土量調査と同じ（利用調整会議事務局）。
-------------	----------------------

5 しゅんせつ土

しゅんせつ土の受入調整は、しゅんせつ土調査事務局がしゅんせつ土調査の結果をもとに、しゅんせつ土の受入能力を考慮し、各月における変動等について調整を行うものである。その後、しゅんせつ土受入計画を作成し、受入量を発注部局に通知する。

以下のとおり、しゅんせつ調査事務局がしゅんせつ土の受入調整を行う。

受入調整 対象	○都関連工事のうちしゅんせつ土が発生するもの ○国・独立行政法人等発注工事（都内で施工する国の省庁及び独立行政法人発注工事のうち、しゅんせつ土が発生し、調整の必要のあるものを対象とする。）
受入調整	○河川及び港湾の維持しゅんせつや工事しゅんせつに伴い発生するしゅんせつ土のうち、他で有効利用できないしゅんせつ土については、埋立処分計画に基づき、毎年度のしゅんせつ土受入計画を策定のうえ、原則として、新海面処分場に全量を受け入れている。 しかし、軟泥を除くしゅんせつ土の新海面処分場の受入は、砕付送泥船方式によることから、一日当たりの土運船の受入隻数については限界があり、しゅんせつ土調査結果を踏まえ、受入調整を行ったうえで、しゅんせつ土受入計画を決定している。 しゅんせつ土受入計画の決定後は、しゅんせつ土調査事務局から発注部局にしゅんせつ土受入量を通知する。 なお、軟泥については、事業者が直接に送泥するため、受入調整はしないが、送泥工事を経済的に行うためには、主として軟泥しゅんせつ工事を大規模に行っている東京都港湾局の公害防止汚泥しゅんせつ工事と同時期に発注する必要がある。（例年、年度末に施工する工事となる。） ○しゅんせつ土調査以降、新規に追加する工事については、しゅんせつ土調査事務局と調整を行い、新規追加が可能かどうか確認する。
しゅんせつ土処理の優先順位	○発生抑制 河川や港湾のしゅんせつに当たっては、計画的かつ最小限の施工に止め、しゅんせつ土の発生を抑制する。 ○有効利用 ・しゅんせつ土を改良し、護岸根固め材やテラス工事の中詰材等として有効利用を促進する。 ・有効利用に関する技術確立に向けて、試験施工等を積極的に実施していく。 ・良質な港湾しゅんせつ土については、東京湾における漁場整備事業の用材、生き物にやさしい護岸づくりの一環としての護岸前面浅場や干潟の用材として有効利用を図る。 ○埋立処分 発生抑制を徹底し、有効利用を最大限に行った後、現場外に搬出せざるを得ないしゅんせつ土については、新海面処分場に埋立処分する。（新海面処分場の基盤整備用材）
事前調整	○発注部局は、しゅんせつ土調査の前に発生抑制、現場内利用の採用の可能性について検討し、できる限りこれを実施する。

	○現場外に搬出せざるを得ない場合には、発注部局内部で安定処理等を行った後、工事間利用することや、東京湾内で有効利用が可能かどうか検討する。 ○他で有効利用できない場合は、新海面処分場に埋立処分することを検討する。
しゅんせつ土調査 (当初調査)	○新海面処分場に埋立処分すべきものと東京湾で有効利用するものについては、原則として、発生場所で判断しているため、調査に当たり発注部局は、湾岸道路北側（河川筋などで有機物が多く他での有効利用は不可）か湾岸道路南側（有機物が少なく有効利用可）かを明らかにし、発生場所の詳細地図を添付のうえ、土量、土質などを記載した調査様式をしゅんせつ土調査事務局に提出する。 また、調査結果は、砕付送泥船を利用しての送泥工事の予算要求資料として使用されるので、しゅんせつ土調査に当たり発注部局は、できる限り遺漏なく調査し回答する。
しゅんせつ土調査 (見直し調査)	○原則的に全てを受け入れるため当初調査結果の通知はしないが、しゅんせつ工事の大部分が公共工事であるため、予算確定時期に見直し調査を実施する。発注部局は、当初調査提出資料の変更又は追加工事について、調査様式に必要事項を記載してしゅんせつ土調査事務局に提出する。 また、発注部局は、見直し調査時には、受入調整に必要な土運船の隻数を計算するための根拠となる土運船の規格や一艘曳きか二艘曳きかなどについての資料をしゅんせつ土調査事務局に提出する。 ○しゅんせつ土調査事務局は、見直し調査結果を基に受入調整を行い受入計画を決定し、発注部局に通知する。発注部局はこれに従い設計・積算を行う。
追加工事	○しゅんせつ土調査時点以降に土量に大きな変更が生じた工事や工事発注が未定であるためしゅんせつ土調査後に追加発注される工事については、受入計画に変更がある旨をしゅんせつ土調査事務局に連絡し、受入調整後、「しゅんせつ土処分予定量調査票」をしゅんせつ土調査事務局に提出する。 しゅんせつ土調査事務局は、土量の変更が大規模な場合には、受入計画を変更し、発注部局に通知する。
(参 考) 海上工事 の申請に ついて	○港湾工事等（河川区域から港湾区域へしゅんせつ土を持ち込む工事を含む。）に伴う水底土砂の処分については、港則法に基づく海上工事の申請を港長（東京海上保安部）に行わなければならない。海上工事の申請は、請負者が行うものであるが、海上工事の発注部局は、事前に港長との協議を行う必要がある。 海上工事の許可は、申請後、概ね1ヶ月はかかるため、工事工程はこれを踏まえて考慮する必要がある。申請に際しては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく水底土砂の分析試験結果を同時に提出する必要があると許可が得られない。試料の採取・分析等は、「東京港内における水底土砂の調査要領」（東京都港湾局）に基づき行うが、分析試験結果は、申請日から起算して、概ね3ヶ月以内に採取・分析した試料をもとに作成したものでなければならないこととなっている。
受入調整 事務局	○しゅんせつ土調査と同じ（しゅんせつ土調査事務局）。

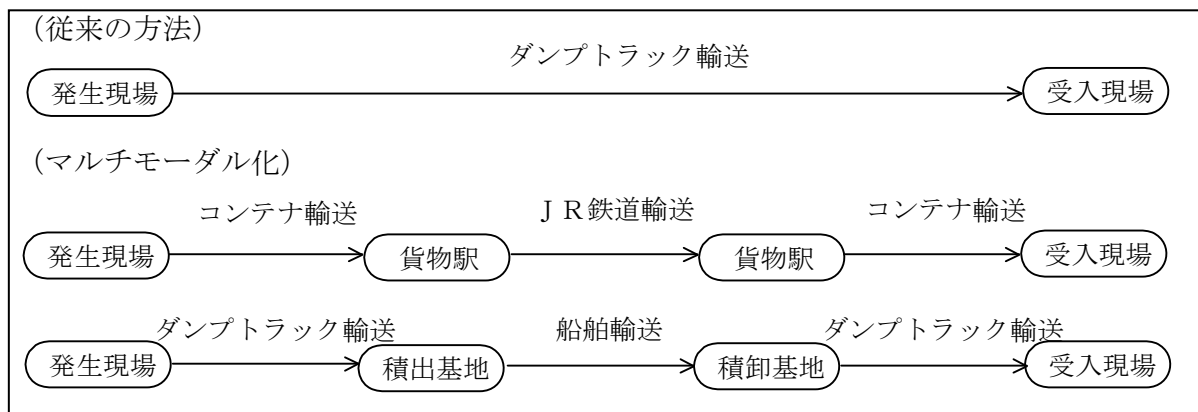
第3 マルチモーダル化等の取組

建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラックによる運搬のみならず、コンテナ、鉄道、船舶、一時保管所及び輸送基地などを組み合わせたマルチモーダル化（運搬手段の多様化をいう。以下同じ。）を図る。

個々の建設工事においては、これらの輸送手段、建設発生土の受入地や建設廃棄物の再資源化施設の立地状況等を勘案し、環境負荷の軽減や建設コストを考慮して最適な運搬方法を選択する。

これにより、大型自動車交通総量の削減、交通渋滞の緩和、大気汚染物質の削減、建設コスト削減等を図る。

(図-4) マルチモーダル化の事例



1 鉄道輸送の活用

以下のとおり、鉄道輸送の活用を図る。

(1) 鉄道及びコンテナによる建設副産物輸送の実施
工事現場から貨物駅までのコンテナ車輸送、フォークリフトによる積み替え、貨物駅間の鉄道輸送の組み合わせにより行う。
(2) 貨物駅の活用
鉄道輸送の実施に当たっては、既存の貨物駅の活用を図っていく。
(3) 最適な運搬の選択及び利用調整
建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行う必要があり、鉄道輸送が適している場合はこれを採用する。 なお、建設副産物の鉄道輸送の実施に当たっては、土量調査等の結果、鉄道会社との協議結果等を踏まえ、利用調整会議で利用調整を行い決定する。

2 船舶輸送の活用

以下のとおり、船舶輸送の活用を図る。

(1) 広域利用等における海上輸送の実施
UCRは、国や首都圏の都県市と協同して全国の港湾等に建設発生土を供給しているが、これは船舶による海上輸送により行っている。臨海部の建設工事から発生する建設発生土は港湾における積込と海上輸送が経済的かつ合理的であることから今後もこれを継続する。

(2) 臨海部におけるストックヤードの確保 ストックヤード兼海上輸送基地の機能を持った施設は、現在のところ、公共のものは「中防内側受入基地」があるが、今後もこうした機能を持つ施設の確保を図っていく。
(3) 河川舟運及び輸送基地の活用 東京には、隅田川、荒川、江戸川、中川及び多摩川などの河川があり河川舟運が可能である。このため、河川沿岸部等で発生した建設副産物については、河川舟運による輸送を行い、河川築堤や海面埋立等での工事間利用を促進する。
(4) 河川護岸や水再生センターなど舟運基地の確保等 河川舟運を実施するためには、積出・積卸基地が必要であることから、国や都などが河川護岸や水再生センターを利用して整備する既存又は新たな基地を活用していく。
(5) 最適な運搬の選択及び利用調整 建設副産物の運搬に当たっては、鉄道・船舶・車両などの輸送手段、積出・積卸基地、受入施設の立地状況などの諸条件を踏まえ、個々の建設工事にとって最適な運搬を行う必要があり、船舶輸送が適している場合はこれを採用する。 なお、建設副産物の船舶輸送の実施に当たっては、土量調査の結果等を踏まえ、利用調整会議で利用調整を行い決定する。

3 運搬に当たっての環境配慮等

以下のとおり、運搬に当たっては環境に配慮する。

(1) 粒子状物質排出基準の遵守 建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラック等による場合は、環境確保条例に基づき、粒子状物質排出基準を遵守し、基準に適合しない車両は使用しない。
(2) 過積載の防止 建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラック等による場合は、過積載防止を図るものとし、車両の重量計などによる確認はもとより、必要に応じて台貫設備による確認等を徹底する。
(3) アイドリングストップなど 建設副産物の運搬に当たっては、ダンプトラック等による場合は、アイドリングストップなど、環境に配慮した運転に努める。